

令和6年度 第2回

議員説明会会議録

令和7年3月7日

小山広域保健衛生組合議会

令和6年度 第2回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和7年3月7日（金）

午前9時～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 小山広域保健衛生組合議会会議規則について
- (2) 小山広域保健衛生組合議会傍聴規則について
- (3) 小山広域保健衛生組合議会議員説明会規程について
- (4) 指定ごみ袋制度の完全実施に向けた取り組みについて
- (5) 建設工事請負契約の一部変更について
- (6) 小山広域保健衛生組合議会の議決を経ていない財産の取得について
- (7) 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について
- (8) 組合各施設の委託料改定について

4 閉 会

◎開 会（午前9時）

○鹿久保礼子総務課長 皆様おはようございます。

ただいまから、令和6年度第2回小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。本日の会議ですが、津野田重一議員、稲見敏夫議員、並びに伊藤陽一議員より欠席する旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

では、開会に当たりまして、福田議長からご挨拶をいただきたいと思います。

◎議長挨拶

○福田洋一議長 皆様、改めておはようございます。

本日は早朝より議員説明会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「小山広域保健衛生組合議会会議規則について」、「小山広域保健衛生組合議会傍聴規則について」、「小山広域保健衛生組合議会議員説明会の規程について」、「指定ごみ袋制度の完全実施に向けた取り組みについて」、「建設工事請負契約の一部変更について」、「小山広域保健衛生組合議会の議決を経てない財産の取得について」、「第2期エネルギー回収推進整備運営・事業建設工事の進捗について」、「組合各施設の委託料改定について」、計8件でございます。

この後、執行部から説明がございしますが、議員の皆様からご意見、ご質問等をいただきながら、会議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、会議の進行にあたりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の説明会では、報告事項8件についてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、報告事項に入りますが、福田議長の進行によりお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いいたします。

(1) 小山広域保健衛生組合議会会議規則について

(2) 小山広域保健衛生組合議会傍聴規則について

(3) 小山広域保健衛生組合議会議員説明会規程について

○福田洋一議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきたいと思います。

次第書3、報告事項の(1)「小山広域保健衛生組合議会会議規則について」、(2)「小山広域保健衛生組合議会傍聴規則について」、(3)「小山広域保健衛生組合議会議員説明会の規程について」、事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 はい。着座にて説明させていただきます。

「小山広域保健衛生組合議会会議規則」、同じく「傍聴規則」及び「議員説明会規程」について、関連した報告事項でございますので、一括でご説明申し上げます。

1 ページ、資料1～3をご覧ください。

組合議会における、会議規則と傍聴規則を全部改正し、新たに議員説明会規程を制定しようとするものでございます。

2「趣旨及び理由」でございますが、現在、組合議会の会議規則と傍聴規則は、「小山市議会会議規則と傍聴規則の例による」と規定されており、小山市の規則を準用してきたところでありますが、小山市議会ではこれらの規則を、庁舎の建て替えに伴い、現状に即した内容に一部改正されたことから、組合議会においても、現状に即した会議規則と傍聴規則として整理するため、全部改正しようとするものでございます。

また、議員説明会規程について、会議規則等の改正に併せて制定し、提案するものでございます。

参考資料といたしまして、2ページから19ページに「会議規則(案)」を20ページから23ページに「傍聴規則(案)」24ページから26ページに「議員説明会規程(案)」を添付しておりますので、御確認いただきたいと存じます。

本規則等につきましては、この後開催されます議会定例会において、議第1号から第3号として上程するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田洋一議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明がございましたが、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(4) 指定ごみ袋制度の完全実施に向けた取り組みについて

○福田洋一議長 はい。それでは、ないようですので、次に(4)「指定ごみ袋制度の完全実施に向けた取り組みについて」、事務局から説明をお願いします。

福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 「指定ごみ袋制度の完全実施に向けた取り組みについて」、ご説明申し上げます。

ます。

27ページになります。資料の4をご覧ください。

「1 現状分析について」でございですが、4月から完全実施になる制度の認知状況などについて、現状分析をいたしましたのでご説明申し上げます。

「(1)指定ごみ袋制度の認知、購入状況」でございですが、昨年、市町や組合のイベントで、制度のPR活動と同時にアンケート調査を実施いたしました。

その結果、9割以上の方が指定ごみ袋制度を認知していたものの、約7割の方が未購入でございました。理由といたしましては、4月までにまだ時間があると考えていることや、制度が全てのごみを対象にしていると誤解して、現在使っているごみ袋を使い切ろうとする方がいることなどが考えられます。

次に「(2)出荷状況調査」でございですが、ごみ袋の流通販売状況を把握するため、1月末までに出荷された指定ごみ袋の数を調査いたしました。

指定ごみ袋には10枚入りですとか、50枚入りなど様々な販売形態がございですが、外袋に入ったひとまとまり、これを1冊と数えまして、その総出荷数は17万5,180冊でありました。

これは管内の世帯総数11万4,421世帯を50%以上、上回っている水準で、順調に推移しております。

次に「(3)もやすすかないごみの組成調査」でございですが、現在の分別状況を確認するため、1月末に市町と協力して、職員による燃やすすかないごみの組成調査を実施いたしました。

調査は2市1町それぞれの収集所から無作為に100袋ずつを集め、袋の中身を正しく分別し直し、それぞれの重さを計量する方法で行いました。

図1を御覧ください。上の棒グラフにおいて、赤色で示した正しい分別の割合は79%でございました。新聞ですとか段ボールは少なかったものの、雑紙や布類などの資源物、レトルト食品や食品トレーなどのプラ容器が21%含まれており、引き続き分別の周知啓発が必要な状況であることがわかりました。

なお、指定ごみ袋の使用率については9.3%でありました。

次に「2 組合の周知状況について」でございですが、組合では事業系ごみの排出事業者に対する周知のほか、収集運搬業者や販売店に対する周知を行ってまいりました。

「(1)排出事業者に対する周知」でございですが、これまで排出事業者3,041社に計4回、通知文を送付するとともに、施設に直接搬入する排出事業者には施設内でも周知を行ない、制度の浸透を進めてまいりました。

2月には、完全実施前の最後の取り組みといたしまして事業系ごみの98%を取り扱う収集運搬業者に対して改めて周知啓発の協力を依頼し、制度に対する理解をより深めていただくよう取り組んだところであります。

次に「(2)販売店に対する周知」でございですが、排出事業者への周知と同様に、組合管内や近隣地域の店舗など396箇所に対して通知文を送付するなどの周知活動を行った結果、現在では多くの販売店で、指定ごみ袋が販売されており、管内だけでなく、近隣地域の店舗やインターネッ

トでも購入できるようになりました。特に販売店の少ない地域にあるコンビニなどの店舗に対しましては、直接訪問して説明するなど、重点的に販売依頼を行ったところであります。

現在の販売店の一覧につきましては、29ページの別紙1に掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

続きまして「3 市町の周知状況について」でございますが、こちら30ページに市町の周知状況をまとめましたので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

最後に「4 まとめ」でございますが、指定ごみ袋制度の目的は、資源物の分別徹底による「もやしかないごみ」の減量化であります。指定ごみ袋を使っていただくことは、そのための手段であります。これまで住民や排出事業者の皆様にご説明をするなかで、この目的を理解していただくことの難しさをあらためて実感しているところでございます。

この制度が一時的な取り組みで終わらないよう、4月以降も市町と協力して、ごみ分別の周知啓発を継続してまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続きのご協力をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田洋一議長 はい。ありがとうございます。

ただいま指定袋について事務局から説明がありましたが、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

○福田洋一議長 はい。12番福田幸平議員。

○福田幸平議員 ご説明ありがとうございます。

私も小山市の議会の中でも、もうすでに同様の意見を言ったことがあるんですけども、少なくとも私が小山の市民で利用している方から聞いている意見では、今現在出されているその指定ごみ袋がちょっと薄過ぎるという意見が一般市民の方から多く挙がっているということと、あと一部の個人商店や零細企業の方からですね、サイズが小さすぎるんで大きいサイズがないのかっていう、そのような意見が出てくるんですけども、その辺について、まず1点目は組合の方に対してもそのような意見が挙がってきてるのかというのが1点目で、2点目はそれに対しての改善点とかっていうのを今後どのようにするのかっていう、その展望とかありましたらお聞かせください。

○福田洋一議長 答弁、福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、薄さの問題でございますけれども、私どものところには数はそんなに多くはないものの、薄さについてのご意見も聞こえてきておるところでございます。

このほどごみ袋の製造会社ですね、メーカーに直接クレームが入っていないかどうか、苦情は入っていないかどうか、確認させていただきました。そうしましたところ、メーカーについてはですね、今のところその薄さに対してのクレームというのは届いていないというのが、全ての製造業者の回答でございました。

薄いものが多く出回っている理由につきましては、各メーカーともですね、最も売れ筋になる

価格を抑えることのできる厚みを薄くしたものをどうしても中心に販売したい、という考えがございますので、販売店に今現在多く並んでいるものがそういう商品が多い、という現状がございます。

一方、各メーカーともですね、厚みの厚いものも製造しているところでございまして、こちらにつきましては、販売店、お店においてですね、販売スペースが限られておりますことから、どうしても全ての種類を扱えない販売店、というものの多いという状況がございます。比較的販売店の面積の広いところ、ホームセンターでございましてとかドラッグストアの面積のちょっと大きいようなところですね、そちらに行っていただきますと、各メーカーの厚みが厚いものも併売されているところでございますので、ご自身の利用状況に合わせてお使いいただければということ考えているところでございます。

もう1点大ききの今度は小さいんじゃないかと、もう少し大きな袋というご要望につきましては、こちらにつきましても、排出事業者に対して私どもも周知をしている過程で数社からお話をいただいているところでございます。こちらにつきましては、現在のところ、ごみの減量化そのものが目的、この制度の目的であることをご説明申し上げまして、ご理解をいただいているところでございます。

この制度につきましては、今後いろいろなご意見ご要望を伺いながら柔軟に変更ができるような制度設計にしておりますので、今後完全実施以降ですね、皆様のご意見をお伺いしながら検討していきたいと思っております。

基本的にはただごみの減量化に分別をしていただいてですね、減量化していただきたいということで今現在をお願いをさせていただいているところでございます。

以上よろしく願いいたします。

○福田洋一議長 はい。12番福田幸平議員。

○福田幸平議員 ご答弁ありがとうございました。

おそらくですね、小山市民、下野市民、野木町民、上三川町民皆さん優しい方が多いのかと思うんですが、実際に聞くとやっぱりクレームっていうのは、私たちレベルになると議員だから代わりに言ってくださいっていうのは、やっぱり聞こえてくる量がやっぱり若干、実行している組合と私達の聞こえ方というのは、違うのかなと思ってます。

なので、これが原因でですね、あんまりクレームとかが直接入ってないからってということで改善しないと、それが普及の伸びをですね、ちょっと弱めてしまうということも考えられるので、その辺に関しては事業者さんとのですね、話し合いとかを進めていただいて、市民が望む形に近い、販売できる量とかですね、生産できる量の問題がありますが、その辺を上手にやっていただいて、できるだけ皆さんがですね、使いやすいレパトリーというかですね、そういったのを増やしていただくような努力をこれからお願いしたいと思います。

以上です。

○福田洋一議長 ありがとうございます。他にご意見が、はい、9番佐藤忠博議員。

○佐藤忠博議員 はい。ご説明ありがとうございました。アンケートを実施したということでア

ンケートの結果がここに記載されてますけれども、9割以上の方が認知しているというようなアンケート調査でありますけれども、1点確認したいのは、外国人ですよ。小山市は、8,000人以上の外国人の方がいらっしゃる中で、例えば外国人のコミュニティだとか、外国人が多く勤務している企業だとかに対しての、例えばそういった周知というのは、今までされてきたかと思えますけれども、改めて外国人への対応状況について、確認したいと思います。

あともう1点がですね、これまで半年近くにわたって、試行期間がありましたけれども、この中で外国人から、例えば、質問だとか問い合わせというのはあったのか、なかったのかについても聞かせください。

○福田洋一議長 答弁。福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただきました外国人への対応につきましては、基本的に私ども組合が事業系ごみの排出者に対して周知を行うというのが、私ども組合の役割。それから住民の皆様に対しては、市町において、説明を周知をするというのが役割分担として、そのように周知をさせていただいてまいりましたところでございます。

先ほど、後ほどご確認いただければということで申し上げたんですが、30ページに各市町の周知状況が記載してございます。具体的に外国人に対してという記載がございませんけれども、この中、こういった取り組みを通してですね、小山市さんにおいても、外国人向けのチラシ、パンフレットを作成をいたしまして、先ほどご質問にありましたような外国人の方が多く住まわれているような、そういう集合住宅ですとか、そういったところに対しての周知を行ったということでお伺いしているところでございます。

一方、企業につきましてはでございますが、事業所については、私どもが周知をお願いをしている中でやはり同じようにですね、外国人の方が多いので、周知を十分に行って欲しいというご意見いただいたところでございます。こちらにつきましても、小山市と連携をしながらですね、周知に取り組むということでやっているところでございます。

ちょっと組合の方で直接取り組んでいるところが少ないものですから、このような答弁になってしまいますけれども、以上よろしく願いいたします。

〔「問い合わせについては」と言う者あり〕

○福岡篤政策課長 すいません。失礼しました。

直接のお問い合わせ、今のような事情からですね、外国人の方からの直接のお問い合わせというのは、事業者の方、外国人の方が経営されている事業者の方からのお問い合わせはあったんですが、こちらの方については日本語も堪能な方でありまして、通常のご説明でご理解をいただいたところでありますが、住民の方からの問い合わせというのはほとんどないという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○福田洋一議長 よろしいですか。はい。11番森田晃吉議員。

○森田晃吉議員 はい。来月から始まるということなんですけども、これまでの期間、いわば準

備期間っていうかお試し期間っていう中で、こういう説明ありました通り、正しく分別がされた、あるいはまだされてない部分もある、ということなんですけども、わかる範囲で結構なんですけども、もしかしたらデータがまだ揃ってないかもしれないんですけど、実際お試し期間とはいえ、もやししかないごみ袋をいろいろスーパーとかホームセンターとかで売り出して使ってる人という中で、実際どのくらいですね、もやししかないごみが、実際には減ったのかっていうデータがあるもんなんかどうなのか、そこまでね、普及っていうかまだしてないんでデータの取りようがないかしんないんですけど、その辺、もやししかないごみの量というのは、実際減ったりしてるんですかね。

○福田洋一議長 答弁、福岡政策課長。

○福岡篤政策課長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問いただいたときにご説明いただいた通りですね、10月から制度が始まりましてまだ半年という状況でございますので、まだ今後の推移を見ていく必要があるかとは思いますが、現在のところ10月以降の昨年度との対比でいきますと、4%程度の減少傾向が見られているところでございます。

こちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、袋を使っていただくのは減量化へ意識を向けていただくための手段ということでございまして、各市町におきまして4月以降ですね、徹底した説明会の開催ですとか、分別方法のご案内をしてきた中で、その分別の周知徹底というのが徐々に浸透してきていることの現れではないかというふうに考えているところでございます。

4月以降につきましても、引き続き周知啓発を続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○福田洋一議長 11番森田議員。

○森田晃吉議員 はい。4%ということで、実はちょっとほっとしたなっていうですね、あんまり変わらないんだとね、もともとの目的がごみの減量ということなんで、聞いて安心しました。

そういうデータがこれからもね、しっかりとって、皆さんのおかげで、こんだけの減量してるよっていうのもアピールできる、せっかくやる政策なんでね。その辺もしっかり、データを取っていただければと思います。

以上です。

○福田洋一議長 他にございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

(5) 建設工事請負契約の一部変更について

○福田洋一議長 ないようですので、次に「(5)建設工事請負契約の一部変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。着座にて失礼いたします。

「建設工事請負契約の一部変更について」ご説明申し上げます。

31ページ、資料5をお開きください。

今回、建設工事請負契約の一部変更を行う工事は、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事」でございます。

2の変更の趣旨および理由についてですが、令和5年3月に契約を締結し、令和6年10月にインフレスライドにより契約内容を一部変更した、小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事について、工事発注前の調査で確認できなかった地中障害物の撤去・処分などに要した費用の精査が完了したことから、請負代金の変更をするものでございます。

請負代金の変更につきましては、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

3の請負代金の変更についてをご覧ください。②の第1回変更はインフレスライドによる変更で③の第2回変更が地中障害物の撤去・処分などに要した費用による変更でございます。この変更による増額は、6,105万円となります。

参考資料といたしまして、33ページ以降に、別紙1、別紙2、別紙3を添付しております。

35ページ、別紙2をご覧ください。

計量棟および直搬計量棟の地中障害物撤去工事についてご説明いたします。発注前の調査で確認できなかった、左下、図5の堅固な地盤や図6の埋設・残置されていた金属くずにより、建物の基礎杭工事に支障をきたしたことから、撤去・処分を行ったものでございます。

青い矢印で示す図2は、新直搬ヤード・計量棟の地中障害物撤去箇所の詳細図となります。

116カ所の基礎杭の内、赤と青丸で表示した82カ所で支障物を撤去いたしました。

これらの作業に要した費用は、直接工事費で3,089万2千円でございます。

次に、新直搬ヤードの基礎杭の長さの変更について、ご説明いたします。

36ページ、別紙3の右側、図1をご覧ください。併せて図1中の左下、小さくて申し訳ございませんが、こちらも凡例をご覧ください。色のついている丸は杭の位置、丸の色は杭の長さをそれぞれどれくらい短くしたかを示しております。

例えば、杭の長さを1m未満、短くした箇所を黄色の丸、1m以上2m未満、短くした箇所を水色の丸などで示しております。工事発注前の土質調査により、杭の支持層位置を想定いたしましたが、杭設置作業時に想定よりも高い位置に支持層を確認したことから、建物基礎杭78カ所中、75カ所で、最大2.2m、最小約0.09m、杭長を短くいたしました。これによる減額費用は、直接工事費で65万6千円となります。

次に、調整池付近に残置されていた廃棄物混じり土の処分工事についてご説明いたします。

同じく36ページ、別紙3、左下の写真をご覧ください。

廃棄物混じり土は、調整池工事箇所付近に残置されており、一般残土として利用することができないことから、最も安価な処分方法として、セメント材料として再利用することといたしました。

搬入先セメント工場から、「ある程度の大きさの廃棄物を取り除くことが受入条件」、と示さ

れたことから、ふるい分け専用の重機や人力により、廃棄物の選別を行いました。

図2、図3はふるい分けの写真となります。ふるい分け後の土砂は、住友大阪セメント(株)栃木工場へ搬出いたしました。これらの作業や処分に要した費用は、直接工事費で1,696万8千円になります。

以上、3件の作業による直接工事費の合計は、4,720万4千円で、これらに諸経費や消費税を加算した、6,105万円が請負代金の変更となります。

なお、ごみピット部の工事完了は令和7年度となるため、この部分の地下支障物撤去費用につきましては、請負代金の変更は令和7年度に行う予定でございます。

また、請負契約の一部変更に伴う財源につきましては、この後開催されます定例議会議案第2号補正予算にてご説明いたしますが、この補正にあわせまして、国の補正予算に呼応し、令和7年度工事を前倒しする、事業費を補正予算に計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい。ありがとうございました。

今、契約変更について、事務局から説明がございましたが、ご意見がある方は発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(6) 小山広域保健衛生組合議会の議決を経ていない財産の取得について

○福田洋一議長 よろしいでしょうか。

はい。それでは、ないようですので、次に「(6)小山広域保健衛生組合議会の議決を経ていない財産の取得について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。「小山広域保健衛生組合議会の議決を経ていない財産の取得について」、ご説明申し上げます。

37ページ、資料6をご覧ください。

1. 要旨でございますが、小山広域保健衛生組合中央清掃センター160 t 焼却施設用火格子の取得に際し、「小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価額2,000万円以上の動産につきましては、議会の議決を経て、取得すべきでありましたが、議会の議決を経ずに取得していた事案がございましたので、この後開催されます議会定例会におきまして、議案第5号から7号として、上程するものでございます。

2. 内容及び事案発生の原因でございますが、表1のとおり、令和4年度から令和6年度にかけて、3件の火格子取得事案が、議会の議決を経ておりませんでした。

38ページ、別紙1をご覧ください。

火格子の説明資料でございます。火格子は、黄色で囲まれた焼却炉内でごみを攪拌・搬送する基幹機器の部品でございます。資料の下の写真が単体の火格子で、次のページ、39ページの別紙2が焼却炉内の機器に設置された火格子全体の写真となります。同じく39ページの下の写真で示

しました一つ一つが火格子となります。火格子は、焼却熱による損傷や、ごみとの摩擦による磨耗のため、おおよそ半年から1年に1回定期的に交換する消耗品であったことから、動産との認識に欠けていたことが原因でございました。

37ページ、資料6にお戻りください。

3. 今後の対応でございますが、このような事案が起こらないよう、職員の根拠法令等、確認の徹底、意識強化を図るとともに、発注担当課・入札担当課でのダブルチェック方策を講じ、再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

（7）第2期エネルギー回収施設推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について

○福田洋一議長 よろしいですか。はい。

それでは、ないようですので次に、「（7）第2期エネルギー回収施設推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。

「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、ご説明申し上げます。

42ページ、別紙1をご覧ください。左上の写真は、本施設を上空から撮影したもので、手前側が思川となります。工事は、3つのエリアに分けて、並行して進めております。

各エリアの進捗状況ですが、黄色で囲った新直搬ヤード・計量棟エリアにつきましては、1月に建築工事が、2月にごみの受入れ重量などを計測するための計量器の設置が完了し、現在は、4月1日からの供用開始に向けて試運転を行っております。

次に、緑色で囲った調整池エリアにつきましては、昨年12月末に調整池から雨水幹線へ雨水を放流するための排水管の接続が完了し、現在は擁壁工事や調整池堤体の築堤工事、植栽工事等を行っており、本年度中に完成する予定です。

右下の写真は、雨水幹線への排水管接続状況を撮影したものでございます。

なお、施設全体からの雨水の調整池接続工事は、令和8年度後半に行う予定となっております。

次に、青色で囲った第2期焼却施設エリアにつきましては、建物を支える基礎杭の設置が昨年9月に完了し、10月中旬からごみピット部の掘削作業に着手いたしました。

掘削した土砂は、民間造成地へ搬出・再利用する計画のため、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染に関する条例」に基づく土壌分析をした結果、環境基準をわずかに超えるヒ素とフッ素が検出されました。

このため、汚染された約4,000m³の土砂は、民間での再利用ができないことから、処分方法を再

検討し、費用面で有利なセメント材料として処分する方法に変更いたしました。ごみピット掘削工事は12月中旬に完了しましたが、工事に遅延が生じました。

青色で囲った、第2期焼却施設エリアの、「図1から図3」は、ごみピットの掘削作業や汚染土の仮置き状況等を撮影したものでございます。

ごみピット掘削工事完了後、ピット底板部の基礎工事に着手しましたが、12月末にピット内に原因不明の湧水が発生し、掘削深さ約13mのうち約7mが水没する事態となりました。「図4」は、ピット内が水没したピーク時、約7mを撮影したものととなります。

仮設ポンプの増設で、図3の状態まで水位を下げ、湧水箇所を確認することができましたが、1分間に約5m³から9m³と水量が非常に多く、湧水を完全に止水した場合、別の場所からの湧水が懸念されることから、事業者と協議の結果、湧水を汲み上げながら作業する方法をとることで、1月末に作業を再開いたしました。

また、「図5」は、ごみ焼却後に発生する灰を貯留する灰ピットや、焼却炉等が配置される炉室部分の作業状況を、「図6」は、1期焼却施設の煙突躯体内に、2期焼却施設の煙突を設置している状況を撮影したもので、これらの作業は計画通りの進捗でございます。

計画工程に対する進捗ですが、土木建築工事におきまして、計画18.9%に対し、15%と3.9%の遅延が生じております。

昨年10月の議員説明会において、約1ヶ月の遅延とご報告しておりましたが、現在は約4ヶ月に拡大しており、土木建築工事だけの回復が難しいことから、今後行われるプラント工事や、焼却施設で見込んでいる約6ヶ月の試運転期間を含めた全体工程を見直すことを事業者と協議しております。協議が整い次第、改めてご説明いたします。

説明は、以上でございます。

○福田洋一議長 はい。ありがとうございました。

ただいまの進捗について説明ございましたが、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(8) 組合各施設の委託料改定について

○福田洋一議長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、次に「(8)組合各施設の委託料改定について」、事務局から説明をお願いします。

伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。

「組合各施設の委託料改定について」ご説明申し上げます。

44ページ、資料8をご覧ください。

また、本日お配りしました、正誤表をお手元にご用意願います。

まず、資料8ですが、第1期エネルギー回収推進施設(70t焼却施設)、生ごみのリサイクル施

設（南部清掃センター）、マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）、小山広域クリーンセンターの4施設におきまして、令和7年度も昨年度に引き続き、契約に基づく委託料の改定がございます。

各施設の運営事業はそれぞれ長期契約となっており、毎年の物価変動に伴い、契約時もしくは前回改定時の評価指標と比較して、プラスマイナス3%以上の変動があった場合は、その変動を翌年度の委託料に反映させるものと、業務委託契約書に規定されております。

このため、各施設の令和7年度の委託料は、下の表のとおり改定となります。

まず、第1期エネルギー回収推進施設（70t焼却施設）について、令和7年度の委託料は3億8,026万6,422円で、令和6年度より189万1,930円の増額、約0.5%の増でございます。

次に、生ごみのリサイクル施設（南部清掃センター）について、令和7年度の委託料は、2億4,601万3,810円で、令和6年度より508万2,263円の減額、約2%の減でございます。

次に、マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）について、令和7年度の委託料は、3億3,791万4,454円で、令和6年度より565万7,666円の減額、約1.6%の減でございます。

以上の3施設につきましては、後ほど、45ページから52ページの別紙資料1から3をご確認いただきたいと存じます。

次に、小山広域クリーンセンターについてですが、別紙資料にてご説明いたします。

恐れ入りますが、53ページの別紙資料4と、あわせて、正誤表をご覧ください。

まず、別紙資料4、表4-1の令和7年度委託料についてですが、小山広域クリーンセンターにつきましては、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの、契約期間を8年延長する変更契約を、アクアベックスおやま株式会社と締結いたしました。その際、人件費や電力費など、物価変動に対応するため、評価指標を他の施設と同様の基準で見直したところでございます。

令和7年度の委託料は、4億4,796万6,777円で令和6年度より1,567万6,677円の増額、率につきましては、正誤表をご覧ください。こちらで訂正させていただきましたとおり、約3.6%の増でございます。

別紙資料4にお戻りください。

続いて、増額の内訳についてご説明いたします。

表4-2の指標および改定率の、表の右側、令和7年度改定率の欄をご覧ください。

小山広域クリーンセンターでプラスマイナス3%以上変動しているのは、(1)固定費の②電力費、③補修費と、その下(2)変動費の④電力費でありまして、これらの費用が令和7年度に改定されます。

その下、表4-3の固定費・変動費の見直しをご覧ください。(1)固定費のうち、令和7年度の②電力費は、1,215万3,025円で、40万3,025円の増額、③補修費は、2億258万2,500円で、1,195万2,500円の増額となり、(1)固定費の令和7年度の税込価格は、3億150万3,977円で、令和6年度より、1,359万1,077円の増額となります。

続いて、(2)変動費ですが、令和7年度の④電力費の原単価がトン当たり48円増額となります。令和7年度の(2)変動費の税込価格は、9,411万2,700円で、令和6年度より、208万5,600円の増

額を見込んでおります。

以上より、(1)固定費と(2)変動費を改定した、令和7年度の委託料は、4億4,796万6,777円で令和6年度と比較して、1,567万6,677円の増額改定となります。

他の3施設に比べ、小山広域クリーンセンターは比較的大きな増額となっております。これは、令和3年度の改定以降、評価指標に大きな変動がなく、しばらく改定のなかった補修費について、人件費などのコストを価格に転嫁する動きが反映された結果、プラス6.27%の変動となり、約1,200万円の増額改定となったことが、主な要因であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田洋一議長 はい。ありがとうございました。

ただいま委託料改定について、事務局から説明がありました。ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 よろしいでしょうか。

はい。それでは、ないようですので、以上で執行部からの報告は終了とさせていただきます。

◎その他

○福田洋一議長 その他で議員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣言

○福田洋一議長 はい。ないようですので、以上で本日の議員説明会を終了といたします。

この後、休憩をとりまして、10時から議会定例会を開会いたしますのでよろしくお願いいたします。
大変お疲れさまでした。

午前9時50分 閉 会